

## にぎわいプラザの会議室貸出を一部再開します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月からにぎわいプラザ全館の会議室貸出しを休止していましたが、県独自の非常事態宣言解除を受け、換気機能が良好であることが確認できた会議室の貸出しを、一定の条件を付して再開します。

■会議室貸出再開日 令和2年9月14日（月）

■予約受付開始日 令和2年9月7日（月）から ※先着順

■予約受付場所 にぎわいプラザ1階 駅前サービスコーナー  
（申請書を持参、またはFAXでも予約可能）  
FAX番号 0573-62-0079

### ■貸出再開する会議室

7月に実施した全館換気機能調査で、機能良好と確認できた会議室

- ・1階 1-1、1-2会議室
- ・2階 2-1会議室
- ・5階 コミュニティホール
- ・6階 6-1、6-2会議室

※上記以外の会議室等は、換気設備の修理等を実施し機能改善を図ったうえで、今後改めて再開時期を検討します。

### ■貸出の条件

当面の間、貸出しに際して下記条件を付します。

- ・利用者数の制限（定員の半数程度を上限とする）
- ・水分補給を除き、飲食禁止
- ・運動や歌唱を行う場合、ソーシャルディスタンスを十分確保する
- ・概ね30分ごとに出入口のドアを数分程度開放する
- ・施設の利用申請は、中津川市内在住者に限る
- ・利用時間は、原則2時間以内
- ・利用者全員の連絡先を報告する
- ・利用時に当方が用意する感染予防チェックシートを提出する
- ・活動終了後、使用した机や椅子を消毒する
- ・感染症が今後拡大した場合、施設利用中止要請に応じる

### ■その他

申請書は市ホームページよりダウンロード、もしくは駅前サービスコーナーに設置しています。

### お問い合わせ先

商工観光部 商業振興課 担当者：土屋  
電話：0573-66-1111（内線4266）